

所管部課		子ども未来部 保育課	部長		松本 幹男	
件 名		令和4年度東大和市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業補助金交付要綱について				
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要 旨 子ども・子育て支援法第59条第1項第3号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対し、保護者の負担軽減を図ることを目的とし、幼児にかかる利用料を補助するための単年度要綱を制定するものである。 (1) 主な内容 ア 補助対象者 市の定める基準を満たす施設に通う満3歳から小学校就学前の幼児 イ 補助対象経費 対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料 ウ 補助金額 月額2万円を上限とする (2) 施行日 決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用する。 (3) 影響及び効果 小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する世帯の負担の軽減が図れる。						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、速やかに制定手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。